

平成26年度千葉県防災会議

1. 日 時 平成27年3月23日（月）14時30分から15時15分まで
2. 場 所 千葉県庁本庁舎5階大会議室
3. 出席者 千葉県防災会議委員51名（会長を除く）
4. 次 第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ（会長：知事）
 - (3) 新たな委員の紹介
 - (4) 報告事項
 - ア. 指定地方公共機関の指定について
 - イ. 市町村地域防災計画の修正状況について
 - (5) 議題
 - 千葉県地域防災計画の修正（案）について
 - (6) 閉会

5. 議事概要

「千葉県地域防災計画の修正（案）」について、事務局からの説明後、修正意見はなく、修正（案）のとおり千葉県地域防災計画の修正を決定した。

なお、委員からいただいた質問等は次のとおり。

- 大規模地震が発生したときに、火災の原因として電気がスパークして出火することが考えられるが、防止のため感震ブレーカーが有効ではないかと先日、報道された。国でも推進していくということだが、県が県全体で推進するには何らかの位置付けが必要だと思う。地域防災計画ではどのように位置付けられているのか。

（事務局）

大規模地震が発生すると、木造密集市街地等では同時多発的に火災が発生

することが予想されます。今回の地域防災計画では、地震・津波編第2章第3節「火災予防対策」において、感震ブレーカーの普及等を位置付け、地震発生時の出火防災対策を推進していくこととしております。

- 消防学校・研修施設の整備について、市原市に整備と伺っている。毎年、県下の婦人防火クラブを集めて消防学校で研修を行っているが、かなり老朽化している。完成はいつごろになるか伺いたい。

(事務局)

本年度に基本設計、来年度に実施設計を予定しており、その後建設を経て平成31年度に供用開始として準備を進めております。

- 今まで災害時要援護者と呼んでいた高齢者や障害のある方などについて、避難行動要支援者あるいは要配慮者に変更されたようだが、どう違うのか。また、地域防災計画に、どのように反映しているのか。

(事務局)

災害時要援護者は、高齢者や障害者、乳幼児など防災施策において配慮を要する方を呼んでおりましたが、今回名称変更し要配慮者となりました。これは、災害対策基本法の改正によるものです。また、特に支援を要する方を避難行動要支援者としました。災害対策基本法では、この名簿を作成しなければならないとされているところです。地域防災計画では、主に地震・津波編第2章第8節の「要配慮者等の安全確保のための体制整備」において、名簿の作成や情報の提供、個別計画の作成等について記載しています。